

## 令和5年情審第2号

### 第1 審査会の結論

実施機関が行った行政文書不開示決定は、これを取り消し、出張命令書及び出張復命書に関しては、電磁記録から新たに出力した文書にて開示すべきであり、協議関係文書及び協議記録に関しては、開示請求に係る行政文書を特定し、改めて開示決定又は不開示決定をすべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

令和5年4月3日、審査請求人は、桜川市情報公開条例（平成17年桜川市条例第9号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、桜川市長（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

- (1) 平成30年1月29日の市長スケジュール
- (2) 平成30年1月29日の建設部職員の水戸出張に係る「出張命令書」及び「出張復命書（含む；協議関係文書及び協議記録）」
- (3) 平成29年5月31日に市長公室企画職員が市長に随行して東京出張した際の「出張命令書」及び「出張復命書（含む；協議関係文書及び協議記録）」

#### 2 実施機関の決定及び通知

令和5年4月14日、実施機関は、本件行政文書のうち、(2)平成3

0年1月29日の建設部職員の水戸出張に係る「出張命令書」及び「出張復命書（含む；協議関係文書及び協議記録）」について、①「出張命令書及び出張復命書」は文書保存期間を経過し廃棄していることを理由に、②「協議関係文書及び協議記録」は条例第7条第5号に該当することを理由に、いずれも不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年5月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、①平成30年1月29日の建設部職員の水戸出張に係る出張命令書及び出張復命書については、電磁記録から新たに出力した紙文書での開示、並びに、②平成30年1月29日に水戸で開催された茨城県、石岡市及び桜川市による上曽トンネル断面協議（以下「本件協議」という。）における協議関係文書及び協議記録の開示を求める。

### 2 審査請求の理由等

(1) 文書保存期間経過を理由に廃棄した文書は、電磁記録から出力した紙ベースの文書であり、これら紙文書のもとになっている電磁記録は存在していると思われるから、情報開示条例制定の趣旨に照らし、たとえ紙ベースで保存している文書がない場合であっても、電

磁記録として残っている場合にはこれをもって開示請求に応えるべきであって、電磁記録から新たに出力した紙文書の開示を求める。

- (2) 現時点で、茨城県からの設計・施行に係る受託業者が決定し、その下で既にトンネルの堀削作業はほぼ終了しているところ、トンネル断面に関する決定なくしてトンネル杭を穿つことができないのは自明のことであり、それに基づいてトンネルが掘り終わっている今、本件協議の内容を非開示とする理由は存在しない。トンネル建設費についても、令和4年には、物価の値上がりや実際の工事の進捗状況等を反映し、その額が現時点で143.3億円なる予定であることは議会で報告されている。つまり、平成30年1月29日の会議で協議された事項のほぼ全てが議会を含めたすべての場所での既決事項とされ、それに基づいて建設工事が実際に行なわれ、これに変更が生じる余地はほとんどない状況である。

したがって、本件協議の協議資料や協議記録を開示しても、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」は全くない。

なお、部分的に不開示とすべき事項が仮に存在するのであれば、全面不開示でなく部分不開示で開示請求に応じるべきであり、全面不開示とするのであれば、単なる条文を引きうつして述べるのではなく、どの事項がその条文に該当するのかについて具体的な説明がなければならない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨①について  
認める。

保存年限を誤って紙ベースの文書は廃棄してしまったが、電磁記録として保存していたため、出力されたものの写しを交付する。

## 2 審査請求の趣旨②について

国、茨城県への予算要求及び交渉などに関して、現在も事業進行中であり、今後の予算確保や事業調整における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断し、公にすることにより不利益を被るため、条例第7条第5号、同第6号の不開示情報に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査請求の趣旨①について

実施機関も、審査請求人の主張を認め、電磁記録から出力したものの写しを交付すると弁明しているのもであって、出張命令書及び出張復命書に関する不開示決定は取り消されるべきである。

### 2 審査請求の趣旨②について

本件処分において、実施機関は、本件協議に係る協議関係文書及び協議記録にある情報を不開示とし、その理由として、本件処分に関する「行政文書不開示決定通知書」には「桜川市情報公開条例第7条第5号該当」との記載があるのみである。

桜川市行政手続条例（平成17年桜川市条例第12号）第8条第1項において、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされ、ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付資料から明らかであるときは、申請者の求めが

あったときにこれを示せば足りるとされており、また、同条第2項において、当該処分を書面でするときは、その理由は書面により示さなければならないとされている。

そして、提示される理由の程度については、処分の根拠規定を摘示するだけでは許されず、いかなる事実関係等に基づき、いかなる法規を適用して結論に至ったかが、理由の記載自体から分かる程度に示すことを要するとされている（最高裁昭和60年1月22日第3小法廷判決等）。

本件では、「行政文書不開示決定通知書」に「桜川市情報公開条例第7条第5号該当」との記載があるのみであって、処分の根拠規定を摘示するにとどまっている。また、実施機関は、本審査会に対する弁明書においては、国、茨城県への予算要求及び交渉などに関して、現在も事業進行中であり、今後の予算確保や事業調整における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと主張するものの、どのような文書がどのような理由で条例第7条第5号に該当して不開示になるのか明確には認識することはできない。

よって、本件処分には、理由の付記が不十分であるとの瑕疵が認められる。

### 3 結論

以上より、審査請求の趣旨①については、実施機関において審査請求人の主張を認めており、また、審査請求の趣旨②については、本件処分に瑕疵があると認められることから、本審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 5月10日	審査請求受理 処分庁：建設課
令和5年 6月 2日	処分庁より諮問
令和5年 7月 4日	第1回審査会
令和5年 9月25日	第2回審査会
令和5年 9月25日	第3回審査会
令和5年11月 1日	答申確定